

議案第17号

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 守口市コミュニティセンター条例（平成28年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第14条まで 略			第1条から第14条まで 略		
別表第1 略			別表第1 略		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
区分		利用料 30分につき	区分		利用料 30分につき
略			略		
庭窪コミュニティセンター	<u>和室</u>	略	庭窪コミュニティセンター	<u>和室1</u>	略
	略			<u>和室2</u>	<u>110</u>
	料理実習室	略		略	
	<u>老人憩い室</u>	<u>110</u>		料理実習室	略
	略			略	
略			略		
北部コミュニティセンター	<u>和室</u>	略	北部コミュニティセンター	<u>和室1</u>	略
				<u>和室2</u>	<u>100</u>

	略	
	料理実習室	略
	老人憩い室	<u>100</u>
	略	
西部コミュニティセンター	和室	略
	略	
	料理実習室	略
	老人憩い室	<u>90</u>
	略	
備考 略		

	略	
	料理実習室	略
	略	
西部コミュニティセンター	<u>和室 1</u>	略
	<u>和室 2</u>	<u>90</u>
	略	
	料理実習室	略
	略	
備考 略		

第2条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略								
別表第1 略	別表第1 略								
別表第2 (第5条関係)	別表第2 (第5条関係)								
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>利用料 30分につき</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	区分	利用料 30分につき	略		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>利用料 30分につき</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	区分	利用料 30分につき	略	
区分	利用料 30分につき								
略									
区分	利用料 30分につき								
略									

西部コミュニティセンター	略	
	多目的ホール	略
西部コミュニティセンター	略	
	レクリエーションホール半面	<u>230</u>
	レクリエーションホール全面	<u>460</u>
	備考 略	

**附 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。